

別表第二(第5条関係)

第 期 中 間 決 算

(記載上の注意)

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

第1号様式

中間貸借対照表(年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債券貸借取引受入担保金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コマーシャル・ペーパー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		短 期 社 債	
貸 出 金		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
無 形 固 定 資 産		未 払 法 人 税 等	
前 払 年 金 費 用		リ ー ス 債 務	
繰 延 税 金 資 産		資 産 除 去 債 務	
支 払 承 諾 見 返 金		そ の 他 の 負 債	
貸 倒 引 当 金	△	賞 与 引 当 金	
		役 員 賞 与 引 当 金	
		退 職 給 付 引 当 金	
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		繰 延 税 金 負 債	
		支 払 承 諾	
		負債の部合計	
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		危 機 対 応 準 備 金	
		特 定 投 資 準 備 金	

		特 定 投 資 剰 余 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 そ の 他 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 そ の 他 利 益 剰 余 金 × × 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 株 式 引 受 権 新 株 予 約 権 純 資 産 の 部 合 計	△
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 有形固定資産の減価償却の方法
- ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ④ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
- ⑤ 退職給付引当金の計上方法
- ⑥ リース取引の処理方法

- ⑦ ヘッジ会計の方法
 - ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑩ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
 - ⑪ その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)
- (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)
- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)
- (6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項
- (7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条(ただし、同条において準用する第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事項
- (8) 株式会社日本政策投資銀行の有する債権(社債(当該社債を有する株式会社日本政策投資銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)をいう。)のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額
- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。)
 - ② 危険債権(債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(①に掲げるものを除く。)をいう。)
 - ③ 3月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(①及び②に掲げるものを除く。)をいう。)
 - ④ 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利と

なる取決めを行った貸出金(①から③までに掲げるものを除く。)をいう。)

- ⑤ 正常債権(債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から④までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。)
- (9) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額
- (10) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
 - ① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)
 - ② 繰延税金負債
- (11) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (13) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)
 - ① 1株あたりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第2項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第3項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、その旨を記載すること。)
 - ② 当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株あたりの純資産額を算定している旨
 - ③ 上記のほか、普通株主に関する株式会社日本政策投資銀行の財政状態を正確に判断するために必要な事項
- (14) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条に規定するストック・オプションに関する事項
- (16) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項
- (17) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項
- (18) 資産の部の有価証券中の社債(株式会社日本政策投資銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
- (19) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 2 危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金は、それぞれ法附則第2条の22第1項(改正法附則第2条第1項及び第4条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに法附則第2条の23第1項及び第7項の規定に基づき計上し、それらの規定の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第2号様式

中間損益計算書（ 年 月 日から
 年 月 日まで）

(単位：百万円)

科 目				金 額	
経	常	収	益		
資	金	運	用	収	益
(う	ち	貸	出	金	利
(う	ち	有	価	証	券
利	息	配	当	金)	
役	務	取	引	等	収
そ	の	他	業	務	収
そ	の	他	経	常	収
経	常	費			用
資	金	調	達	費	用
(う	ち	預	金	利	息)
役	務	取	引	等	費
そ	の	他	業	務	費
営		業		経	費
そ	の	他	経	常	費
経	常	利			益
(又	は	経	常	損	失)
特	別		利		益
特	別		損		失
税	引	前	中	間	純
(又	は	税	引	前	中
法	人	税、	住	民	税
法	人	税	等	調	整
法	人	税	等	合	計
中	間	純	利		益
(又	は	中	間	純	損
					失)

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合にお

ける当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

5 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)

(2) 当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

(3) 上記のほか、普通株主に関する一会計期間における株式会社日本政策投資銀行の成果を正確に判断するために必要な事項

第 期中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本												評価・換算差額等			株式 引受権	新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金			利益剰余金			自己株 式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損 益	評価 ・換算 差額等 合計				
					資本準備 金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準備 金	その他利益剰余 金	利益剰 余金合 計									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																			
新株の発行	××				××		××						××						××
政府の出資		××	××										××						××
資本準備金から特定投資準備金への振替			××		△××		△××						—						—
国庫納付		△××	△××	△××									△××						△××
特定投資準備金から資本準備金への振替			△××		××		××						—						—
特定投資剰余金からその他利益剰余金への振替				△××						××	××		—						—
剰余金の配当								××		△××	△××		△××						△××

中間純利益										×	×		×	×					×	×
自己株式の処分												×	×						×	×
・・・ ・・・																			×	×
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)															×	×	×	×	×	×
当中間期変動額合計	×	×	×	×	×	—	×	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間期末残高	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△×	×	×	×	×	×	×	×	×

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 7 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。
- 8 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。)、修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。)又は当該事業年度の前事業年度における企業結合(同条第27項に規定する企業結合をいう。)に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。